

# 日火連短信

令和7年6月13日第229号

〒106-0041  
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F  
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会  
専務理事 大岩 伸夫  
TEL 03-5549-9041  
FAX 03-5549-9042  
URL <http://www.nikkaren.jp/>  
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp  
info@nikkaren.jp

5月30日（金）付で火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令が公布されました。詳細は別添の官報の通りですが、概要は下記の通りです。

昨年12月26日付の火取法施行規則一部改正（施行日は令和7年1月26日）で硝酸エステルを含有しない爆薬は安定度試験の対象外となりましたが、硝酸エステルおよびこれを含有する火薬または爆薬については安定度試験の実施が定められており、その方法等が見直されましたので、お知らせします。

各組合長および事務局は、会員各位への周知をお願い致します。

## 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令について (技術基準の見直し等)

経済産業省  
産業保安・安全グループ  
鉱山・火薬類監理官付

### 1. 背景

製造後一定の期間が経過した火薬又は爆薬を所有する者等は、その火薬又は爆薬について含有する硝酸エステルが経時変化することにより自然発火すること等を防止するため、火薬類取締法第36条の規定に基づき安定度試験を行うこととなっている。今般、火薬類性能試験に関するJISが2023年に改正され、国連危険物輸送勧告やJIS等で採用されている火薬類の安定度試験方法との国際整合等を速やかに図るべく、所要の改正を行う。

また令和4年の刑法の改正により従来の懲役、禁錮が廃止され拘禁刑となったことから、火取法施行規則の関係様式について必要な見直しを行う。

### 2. 概要

#### 火薬類取締法施行規則の一部改正

#### ① 火薬類の安定度試験に関する技術基準の見直し

国連危険物輸送勧告やJIS等で採用されている安定度試験方法の一種である耐熱試験のうち、ベルクマン・ユンク試験1、メチルバイオレット紙試験2について、両試験を火薬類取締法における安定度試験の方法の一つとして新たに追加するとともに、ベルクマン・ユンク試験を行う場合の試験頻度を見直すこととする。

#### ② 刑法改正に伴う様式の見直し

火薬類取締法施行規則の様式第1火薬類製造営業許可申請書、様式第6火薬類販売営業許可申請書で用いられている「禁錮」を「拘禁刑」とする改正を行う。